

別添資料1

赤塚山公園民間活力導入事業における特定公園施設譲渡契約書（案）

譲渡人 ●●●（以下「甲」という。）と譲受人 豊川市（以下「乙」という。）とは、両者間で令和●●年●●月●●日に取り交わした「赤塚山公園民間活力導入事業に係る基本協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、次の条項により、この譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（譲渡物件）

第1条 甲が乙に譲渡する物件（以下「譲渡物件」という。）は、別紙「物件目録」のとおりである。

（所有権の移転）

第2条 譲渡物件の所有権は、協定書に定める完了検査に合格することを停止条件として、令和●●年●●月●●日に、甲から乙に移転する。

（譲渡物件の引き渡し）

第3条 甲は、協定書に定める完了検査に合格することを停止条件として、令和●●年●●月●●日に、譲渡物件を当該合格時の状態で、乙に引き渡す。

（負担金）

第4条 協定書第27条第3項に定める特定公園施設の整備費用の負担金は金●円とする。
2 乙は、前項の負担金を、前条に従い譲渡物件の引き渡しを受けた後、甲の請求により支払う。

（契約の費用）

第5条 本契約の締結に要する費用は、甲の負担とする。

（本契約の変更）

第6条 本契約の変更については、甲及び乙の書面による同意をもってのみこれを行うことができる。

（裁判管轄）

第7条 本契約に関して紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第8条 本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、記名押印のうえ、甲及び乙が各一通を所有するものとする。

令和 年 月 日

甲 ●共同企業体

[代表企業]

(所在地)

(団体名)

(代表者)

印

[構成員]

(所在地)

(団体名)

(代表者)

印

[構成員]

(所在地)

(団体名)

(代表者)

印

乙 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

代表者

豊川市長

〇〇

〇〇

印

(別紙)

物 件 目 録